

児童虐待事例の検証について

北九州市子ども総合センター（北九州市児童相談所。以下、「児童相談所」という。）が関与している児童虐待事例について検証を行いましたので、報告いたします。

1 検証の経緯

児童相談所が関与している事例において、父親による性的虐待の結果、懲役10年という重い判決が下されたことから、改めて事実の把握、発生原因の分析等を行うことで、虐待対応の質の向上を図るため、北九州市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会（以下、「審査部会」という。）において検証を行いました（令和7年11月～令和8年6月）。

2 審査部会の委員

◎印…部会長 ○印…副部会長

氏 名	職 名
◎古賀 豊	北九州市医師会理事 医師
○横山 順一	公立大学法人山口県立大学 准教授
吉川 加代子(令和8年1月まで)	北九州市民生委員児童委員協議会理事
井筒 美穂（令和8年2月から）	北九州市民生委員児童委員協議会理事
三苫 和喜	福岡県弁護士会北九州部会 弁護士

3 検証結果のポイント

検証の結果、一時保護により安全の確保等、一定の対応が図られたと評価された一方で、今後の虐待対応の質の向上に向けた4項目の提言を受けました。

提言1 多角的な視点からのアセスメント（情報収集・分析・評価）

- 保護者の養育能力の判断は言動だけでなく、改善状況の目視等による確認を徹底すること。
- 子どもとの関係性を十分に構築し、子どもの意向を丁寧に聞き取ってアセスメントを行うこと。
- チェックリストの活用など様々な視点からアセスメントを行うこと。

提言2 子どもの権利を尊重し、子どもに寄り添った一時保護

- やむを得ずきょうだい分離での一時保護を行う際はその理由を丁寧に説明すること。
- ハード整備が困難なことは理解するが、一時保護施設での生活環境の改善に努めること。
- プライバシーの確保、子どもの意見聴取等措置等、子どもの権利に配慮した一時保護施設の運営を行うこと及び積極的な通学支援に努めること。
- 一時保護施設的环境が子どもの意向に影響を及ぼしていないか十分に注意し、子どもの処遇を検討すること。

提言3 関係機関とのネットワーク構築と相互理解

- ケースの関係者及び関係機関との信頼関係を築き、切れ目のない支援のための協力体制を構築すること。
- （不適切な養育環境にある家庭を在宅で支援する場合）関係機関等によるケース会議の定期的な開催等によりケースに関する理解を共有し支援を行うこと。

提言4 ケースの状況を踏まえた進行管理

- ケース対応の終結は、子どもの安全の安定確保、保護者の行動等の改善を十分に確認した上で慎重に行うこと。
- ケース対応の終結に際しては、見守り体制を機能させるために、関係機関との連携をより一層徹底すること。
- また、子どもに対し、年齢に応じて SOS を出す方法を丁寧に伝えること。

4 提言を踏まえた市の対応

いただいた提言を踏まえ、子ども総合センターでは、子どもの意見聴取等措置を着実に実施するとともに、一時保護施設的环境改善等に取り組んでいるところです。

さらに、今後、研修等により職員のアセスメント能力の向上に努め、関係機関との連携強化を進める等、虐待対応の質の向上を図り、相談援助活動において、誠実丁寧に対応してまいります。

事例検証報告書（概要版）

※「事例検証報告書」には、個人情報又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある情報が含まれるため、プライバシー保護の観点から、報告書の内容を抜粋した概要版を公表します。

■ 課題及び提言等

（１）多角的な視点からのアセスメント（情報収集・分析・評価）

児童虐待による子どもの心理的影響をふまえ、早い段階での親子分離の判断を含めた適切なアセスメントを行うことや、児童相談所が家庭引き取りや親子分離を判断する際、子どもの意向に沿うことは重要であるため、子どもとの関係性を構築し子どもの真意を確認することといった課題が示された。

＜上記に対する提言＞

- 保護者が児童相談所の指導内容について本当に理解しているか、また保護者の養育能力があるかを判断するためには、児童相談所が継続的に関わる中で、実際に養育環境が改善したのかという視点で判断すべきである。
- 子どもが家に帰りたいという意向を示した場合、その背景には、他の一時保護児童との関係や今後の処遇に対する不安、保護者を心配する複雑な感情など、様々な要素が影響している可能性がある。子どもの最善の利益を図るためには、子どもとの面会を重ねるなど、児童相談所職員は子どもとの関係性を構築した上で、子どもの意向を丁寧に聴き取り、慎重にアセスメントする必要がある。
- 児童相談所は、様々なケースに対応する中で、過去に対応したケースを参考にしながらアセスメントを行う傾向がある。これまでの経験は確かに重要であるが、前例踏襲とならないように研修や事例検討等による知見の蓄積を図るとともに、アセスメントツールを活用した幅広い情報収集を行うなど、多角的な視点からアセスメントを行い、今後の相談支援の中で活かせるようにしていただきたい。

（２）子どもの権利を尊重し、子どもに寄り添った一時保護

当時の一時保護施設では現在に比べてプライバシーの確保が難しく、他の一時保護児童と常に接している状況があったこと。また、当時は学校に通えず画一的な日課になりやすく、意見表明の機会も少なかったのではないかと課題が示された。

＜上記に対する提言＞

- 事案の内容や一時保護施設の定員等の状況により、やむを得ずきょうだい分離での一時保護になることは今後も起こりうるが、その際にはその理由

について丁寧に説明することが必要である。

- 一時保護施設の居住空間について、ハード面の整備が難しいことは理解できる。しかし、一時保護施設での生活が子どもにとって過ごしやすい環境に近づくように努めていただきたい。
- 今後もプライバシーの確保に配慮するとともに、意見箱の設置や子どもの意見聴取等措置など、子どもの権利に配慮した一時保護施設の運営を行っていただき、通学支援についても、子どもの権利を守る上で積極的に支援をしていただきたい。
- 子どもの処遇を検討するにあたり、一時保護施設職員をはじめ、児童心理司、児童福祉司も一時保護施設の環境が子どもの意向に影響を及ぼしていないか注意するなど、慎重に進めていただきたい。

(3) 関係機関とのネットワーク構築と相互理解

本家庭に関する情報は、予断を持たずに事実確認を行い、行政としてできる支援をより丁寧に検討し支援すること。児童相談所の対応（子どもとの面談時に支援者の名前を出した）により支援者からの信頼を失ったことで、その後の適時適切な情報共有や協同での支援に繋がらなかった可能性や、不適切な養育環境は関係機関も把握していたことから、関係機関や支援者も交えた情報共有、支援方針の検討といった課題が示された。

<上記に対する提言>

- 児童虐待の対応にあたり、ケースを身近に知る支援者や関係機関と信頼関係を築き、情報共有などの連携を図ることは基本である。仮に信頼関係が崩れ、情報共有等に支障をきたすと判断した場合は、スーパーバイザーなど他の職員が関係修復を図るなど、切れ目のない支援のための協力体制を作っていただきたい。
- 不適切な養育環境にある家庭を在宅で支援する場合は、関係機関等が一堂に会するケース会議を定期的を開催することが有効である。直近の養育環境やリスク要因等の情報共有を図り、役割分担を確認するなど、相互理解を深め支援をしていくことが重要だということを改めて確認し、対応していただきたい。

(4) ケースの状況を踏まえた進行管理

児童相談所は、「一時保護解除後に6か月間の見守りを行い、問題がなければケース対応を終結する」国通知に基づく対応を行っていたが、終結の判断、関係機関と連携した見守りといった課題が示された。

<上記に対する提言>

- ケース対応終結の判断において、見守り期間の6か月はあくまで目安であり、子どもの安全が安定的に確保されていること、保護者の行動や言

動の変化が確認できていること等を確認し、より慎重に行うべきである。

○ケースを終結する際は、関係機関との見守り体制を機能させるために、少しでも心配な情報があれば児童相談所に連絡してもらうように関係機関へ見守り依頼をより一層徹底する必要がある。

○また、子ども自身にも年齢に応じてＳＯＳを出す方法を丁寧に伝えることが必要である。

○児童相談所職員に対しては、職員の経験値や対応スキルを踏まえ、きめ細やかな指導を行い、進行管理を行うことが求められる。

○ケースの進行管理については、これらのことを踏まえ、適切に対応していただきたい。

■ おわりに

検証の結果、一時保護により安全の確保等、一定の対応が図られた一方で、課題としてアセスメント、一時保護、関係機関との連携、進行管理に関する４点をあげ、それぞれについて提言を行った。

また、これらの検討を行う中で、子どもを守る支援者に改めて認識をもっていただきたい事として以下に記載する。

まず、子どもは本音を語らない場合があること。

児童虐待対応において、子どもの意見を聴き尊重することは、子どもの権利条約にある大変重要なことである。一方で、被虐待にある子どもは、生き延びるために無意識にあるいは、過去の経験から条件反射的に本音を語らない場合がある。子どもを支援する者は、子ども自身が真実を語らなくても、子どもの生きる権利を守らなくてはならない。

そして、保護者の一時的な言葉では判断出来ないこと。

保護者の一時的な「気をつける」「もうしない」といった言葉だけでは、監護能力が改善したのか判断することはできない。その監護能力が改善されているか生活状況や子どもとの関係など訪問等により継続的に十分な期間にわたって確認しなくてはならない。

これらは、児童虐待対応に取り組む姿勢として重要なことである。課題および提言と合わせて、研修等で活用するなど、支援の質の向上に生かしていただきたい。